

第 1 5 1 期学理公示第 6 号

2 0 2 6 年 7 月 2 3 日

東京大学教養学部学友会理事会

議長

職員規則の施行期日及び適用の特例に関する細則の公示について

理事会基本規則第 4 1 条第 2 項第 2 号により、職員規則の施行期日及び適用の特例に関する細則を別紙のとおり公示する。

第百五十一期学理総第十号

職員規則の施行期日及び適用の特例に関する細則

制定：令和八年七月十五日

施行：令和八年七月十五日

第百五十一期学友会理事会決議第五号

職員規則の施行期日及び適用の特例に関する細則

理事会は、職員規則（第百五十期東京大学教養学部学友会規則第十六号）附則第一条の規定に基づき、この細則を制定する。

（職員規則の施行期日）

第一条 職員規則（以下「規則」という。）の施行期日は、令和八年七月十五日とする。

（給与に関する規定の適用の特例）

第二条 規則第十九条から第二十一条までの規定は、令和八年七月一日以後の勤務に係る給与の支給について適用する。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

第百五十一期学理総第十号

職員規則の施行期日及び適用の特例に関する細則

制定：令和八年七月十五日

施行：令和八年七月十五日

第百五十一期学友会理事会決議第五号

職員規則の施行期日及び適用の特例に関する細則

理事会は、職員規則（第百五十期東京大学教養学部学友会規則第十六号）附則第一条の規定に基づき、この細則を制定する。

（職員規則の施行期日）

第一条 職員規則（以下「規則」という。）の施行期日は、令和八年七月十五日とする。

（給与に関する規定の適用の特例）

第二条 規則第十九条から第二十一条までの規定は、令和八年七月一日以後の勤務に係る給与の支給について適用する。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。